

## 公認スキー学校長研修規程

### 1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款施行細則第5条に基づき、学校長の質の向上を図るとともに安全なスノースポーツ指導、スノースポーツ教師の育成指導と健全な学校運営の研究と推進を図るためにこれを定める。

### 2. 実 施

学校部が担当し、毎年1回以上実施する。

### 3. 期 間

期間は3日以内とする。

### 4. 学校長研修会への参加

学校長は、毎年所定の研修会に参加しなければならない。やむをえず出席できない場合には、理由書を提出し所属するステージⅢ以上の正会員を代理として参加させることができる。本校の学校長が分校長を兼務する場合、学校長の他に分校の次席責任者の参加を認める。ただし参加人数は分校数と同じとする。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月 1日から施行する。